

## 広島県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第六百二十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 施行者の名称

広島市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・二・三三八号矢賀大州線及び三・一・〇一一号天満矢賀線

### 三 事業施行期間

平成八年十二月二十四日から平成二十五年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

平成八年広島県告示第千二百十七号及び平成十四年広島県告示第百八十三号の事業地の

うち、広島市東区矢賀新町五丁目地内において事業地を変更し、南区東駅町を削除する

使用の部分

平成八年広島県告示第千二百十七号及び平成十四年広島県告示第百八十三号の事業地の

うち、広島市東区矢賀新町五丁目及び南区東駅町地内において事業地を追加する